

事務連絡  
令和5年6月5日

各 都道府県・指定都市・中核市担当課 殿

文部科学省 総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
障害者学習支援推進室

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課 自立支援振興室

地方公共団体における「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」  
を策定するための指針について（送付）

日頃から読書バリアフリーの推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

文部科学省・厚生労働省では、令和元年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号。以下、「読書バリアフリー法」という。）」第7条に基づき「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下、「基本計画」という。）を令和2年7月に策定しています。読書バリアフリー法第8条では、地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」（以下、「読書バリアフリー計画」という。）の策定に努めることとされています。この地方公共団体における読書バリアフリー計画の策定状況については、文部科学省・厚生労働省のホームページにて公表しているところです。

この度、公益社団法人日本図書館協会障害者サービス委員会にて、「地方公共団体において『視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画』を策定するための指針」が公表されましたので、（別紙1）のとおり送付いたします。読書バリアフリー計画を策定していない各都道府県・指定都市・中核市においては、（別紙2）「視覚障害者等の読書環境の整備の推進における留意事項について」（令和2年12月22日付け事務連絡）や視覚障害者等その他の関係者の意見を踏まえつつ、当該指針等も参考にしながら、計画策定に努めるようお願いいたします。

なお、各都道府県においては、域内の市町村においても読書バリアフリー計画策定が推進されるよう、当該指針等の周知をお願いいたします。

### 【別紙資料】

(別紙1) 地方公共団体において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定するための指針

(参考：公益社団法人 日本図書館協会ホームページ)

<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/1016/Default.aspx>

(別紙2) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進における留意事項について」(令和2年12月22日付け事務連絡)

### 【参考ホームページ】

○図書館利用に障害のある人々へのサービス(障害者サービス)評価シート(公益社団法人日本図書館協会ホームページ)

<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/1015/Default.aspx>

○文部科学省ホームページ

視覚障害者等の読書環境の整備(読書バリアフリー)について

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/1421441.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1421441.htm)

図書館における障害者利用の促進

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/tosho/mext\\_01829.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/mext_01829.html)

○厚生労働省ホームページ

視覚障害者等の読書環境の整備(読書バリアフリー)について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/sanka/bunka\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/sanka/bunka_00003.html)

### 【本件担当】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

障害者学習支援推進室

TEL：03-5253-4111(内線3613)

E-mail：[sst@mext.go.jp](mailto:sst@mext.go.jp)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室

TEL：03-5253-1111(内線3076)

E-mail：[syougaiyoui@mhlw.go.jp](mailto:syougaiyoui@mhlw.go.jp)

地方公共団体において  
「視覚障害者等の読書環境の  
整備の推進に関する計画」  
を策定するための指針

2023年4月1日

公益社団法人日本図書館協会(障害者サービス委員会)

## はじめに

2019年6月に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下、「読書バリアフリー法」）が成立した。その第7条を受けて、国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下、「読書バリアフリー基本計画」）が公表され、地方自治体にも第8条で「視覚障害者等のための読書環境の整備の推進に関する計画」（以下、「読書バリアフリー計画」）の策定が努力義務とされている。

ところが、各地方自治体における読書バリアフリー計画の策定は思うように進んでいないのが現状である。また、すでに策定された計画を見てみると、内容的に不足しているもの、今後の改定で充実させていってほしいものも多い。

そこで、この指針では、地方自治体の計画策定を支援し策定を促すと共に、今後の改定にあたっての参考となることを目指している。

地方自治体の読書バリアフリー計画は、国の読書バリアフリー基本計画を受けて、まず都道府県・政令指定都市を中心に策定するのが現実的である。さらに、それらの地方自治体の計画を踏まえて市区町村の計画を考えていくものと思われる。そこで、ここでは主に都道府県を想定して、地方自治体における読書バリアフリー計画を策定するための指針を示す。

実際の計画は、「第2章 読書バリアフリー計画の内容」を参考に策定してほしい。

市区町村は、都道府県の基本計画を踏まえ、さらに地域の実情に合わせたものを策定する。市区町村が計画を策定するための考え方を第2章の末尾に入れる。

# 目次

はじめに .....	1
<b>第1章 読書バリアフリー計画策定の考え方.....</b>	<b>5</b>
<b>1 読書バリアフリー法の特徴と計画策定の意義.....</b>	<b>5</b>
(1) 読書バリアフリー法の特徴 .....	5
(2) 読書バリアフリー計画策定の根拠と目的.....	6
<b>2 読書バリアフリー計画策定で注意してほしいこと.....</b>	<b>6</b>
(1) 計画策定のための体制作り（教育部局と福祉部局の連携） .....	6
(2) すでに実施していることと、不足していることの把握（実態調査を含む） .....	7
(3) 既存の実施内容のみをもって計画を構成しない .....	7
(4) 地方自治体レベルで行うことと国レベルで行うことの区分け.....	8
(5) 都道府県内に政令指定都市が存在する場合の注意点 .....	8
(6) 指標（数値目標）の提示.....	9
(7) 進捗状況の把握と、計画の更新 .....	9
(8) 従来の教育計画・福祉計画に新項目として追加する場合の注意点 .....	9
<b>3 読書バリアフリー計画を策定するための体制.....</b>	<b>10</b>
(1) 関係者協議会を設立する方法 .....	10
(2) 従来ある協議組織を活用する方法 .....	10
(3) 地方自治体の組織内で策定する方法.....	11
(4) パブリックコメントの実施 .....	11
<b>第2章 読書バリアフリー計画の内容.....</b>	<b>12</b>
<b>1 概要.....</b>	<b>12</b>
(1) 読書バリアフリー法の概要 .....	12
(2) 読書バリアフリー計画策定の意義、目的.....	12
(3) 読書バリアフリー計画の対象 .....	12
(4) 読書バリアフリー計画の策定者 .....	12

(5) 読書バリアフリー計画の期間 .....	12
(6) 地方自治体の現状 .....	13
(7) 今後の目標 .....	13
<b>2 具体的施策.....</b>	<b>13</b>
(1) 基本的な方針 .....	13
(2) 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第9条関係） .....	14
(3) インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第10条関係） .....	14
(4) 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第11条関係） .....	15
(5) 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等（第12条関係） .....	15
(6) 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援，情報通信技術の習得支援（第14条・第15条関係） .....	15
(7) 製作人材・図書館サービス人材の育成等（第17条関係） .....	16
<b>3 指標，数値目標.....</b>	<b>16</b>
<b>4 読書バリアフリー計画の今後 .....</b>	<b>17</b>
(1) 読書バリアフリー計画の周知及び啓発 .....	17
(2) 進捗状況の検討組織 .....	17
(3) 読書バリアフリー計画の更新 .....	17
<b>5 「読書バリアフリー計画の用語集」の作成.....</b>	<b>17</b>
<b>6 参考資料（例） .....</b>	<b>17</b>
<b>補足 市区町村が読書バリアフリー計画を策定する場合の留意点 .....</b>	<b>18</b>
(1) 計画策定のための体制作り（関係部局などとの連携） .....	18
(2) 計画実施のための連携協力 .....	18
(3) 当該市区町村の実情に合わせた計画の策定 .....	19
(4) 当該市区町村の実情を踏まえた住民への直接サービス，個別支援を踏まえた計画の策定 .....	19
(5) 視覚障害者等への読書支援についての人材育成 .....	19
<b>第3章 読書バリアフリー計画の周知，普及.....</b>	<b>21</b>
<b>1 対象 .....</b>	<b>21</b>
(1) 住民（サービスの対象となる人，家族，ボランティアをはじめとする広く一般の市民） .....	21
(2) 域内市区町村 .....	21

(3) 関連する団体 .....	22
(4) 文部科学省・厚生労働省.....	22
<b>2 周知方法 .....</b>	<b>22</b>
(1) 各戸配布される県政だよりのような広報誌.....	22
(2) ウェブページ・SNS.....	22
(3) 公立図書館 .....	23
(4) 点字図書館（視覚障害者情報提供施設） .....	23
(5) 公立小・中学校，義務教育学校，中等教育学校，高等学校及び特別支援学校.....	23
(6) 身近な医療機関等 .....	23
<b>3 配慮すべきこと.....</b>	<b>23</b>

アスタリスク（\*）のある語句には，別に用語解説を用意した。

# 第1章 読書バリアフリー計画策定の考え方

## 1 読書バリアフリー法の特徴と計画策定の意義

### (1) 読書バリアフリー法の特徴

読書バリアフリー法には次のような特徴がある。読書バリアフリー計画策定においては、地方自治体の状況を踏まえ、これらの意味を十分理解し、適切に組み込んでいく必要がある。

- ① 対象者は、「視覚による表現の認識が困難な者」（視覚障害者等\*）とされ、障害等何らかの理由で視覚による読書（情報入手）が困難な人である。障害者手帳の有無にはとらわれない。（第2条）
- ② 国、地方公共団体の責務を明確にしている。（第4～5条）
- ③ 関係者協議会\*（第18条）の協議により、国の基本計画（第7条）が公表されている。この基本計画は文部科学大臣及び厚生労働大臣の連名によるもので、事前に関係する省庁との調整も求めている。これは、教育や福祉の壁を越えて、民間も含め、社会全体で障害者への情報提供を行うことを示している。
- ④ 地方公共団体に読書バリアフリー計画の策定を求めている。（第8条）
- ⑤ 国や地方公共団体に図書館や点字図書館の役割やその連携を提示している。（第9条）
- ⑥ 国や地方公共団体に「サピエ図書館」\*への支援と、「国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス」\*等との連携を求めている。（第10条）
- ⑦ 国や地方公共団体に著作権法第37条による障害者サービス用資料\*の製作支援と、国に製作施設への出版者からのデータ提供を促進している。（第11条）
- ⑧ 国に利用しやすいアクセシブルな電子書籍\*の刊行を促し、もしくは本を購入した利用者へのアクセシブルなデータ\*の提供を求めている。（第12条）
- ⑨ 国や地方公共団体は、アクセシブルなデータを再生する端末機器等\*と、それに関する情報の入手を支援する。（第14条）
- ⑩ 国や地方公共団体は、視覚障害者等の情報通信技術の習得支援を行う。（第15条）
- ⑪ 国や地方公共団体に図書館職員等のサービス人材の育成と、障害者サービス用資料の製作人材の育成を図る。（第17条）



## (2) 読書バリアフリー計画策定の根拠と目的

条文では、地方自治体の読書バリアフリー施策とその計画について、以下のように書かれている。

(地方公共団体の責務)

**第5条** 地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の計画)

**第8条** 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

これらの条文から、国の基本計画を踏まえて、地域の実情に合わせた地方自治体独自の読書バリアフリー計画を策定することを求めていることがわかる。なお、地方自治体の読書バリアフリー計画の策定は必須項目ではなく、努力義務となっている。ただし、法律の趣旨を実現するためには、都道府県・政令指定都市・市区町村においてそれぞれの計画を立てることには大きな意義がある。さらに、都道府県の計画を受けて市区町村の計画が策定されるであろうことから、都道府県の計画策定は必須である。

## 2 読書バリアフリー計画策定で注意してほしいこと

### (1) 計画策定のための体制作り(教育部局と福祉部局の連携)

国の読書バリアフリー基本計画でも地方自治体の読書バリアフリー計画でも、その策定に当たっては「あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」よう努めるものとされている。

また、国の基本計画策定においては、「第4章 協議の場等」で

**第18条** 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第10条第1号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍\*等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

としている。この条文を受けて、国は関係者協議会を設置し、基本計画を検討し発表した。また、その評価や実施について協議を継続している。

地方自治体においても、これらの趣旨を踏まえ、地方自治体内の関係部局(教育・福祉等)・公立図書館・学校図書館・大学図書館(短期大学・高等専門学校含む。以下同じ)・点字図書館・障害者支援施設\*・視覚障害者等の当事者団体・専門家・有識者等、地域の実情に合わせた構成員による検討組織における協議が求められる。具体的には本章「3 読書バリアフリー計画を策定するための体制」にて後述する。

## **(2) すでに実施していることと、不足していることの把握(実態調査を含む)**

読書バリアフリー計画を策定するためには、その前提として地方自治体内の状況を正しく把握することが必要となる。

点字図書館においては定期的に全国的な実態調査を行っているが、都道府県レベルで域内の状況を毎年調査している例はわずかである。定期的に実態調査を行い、地方自治体内の図書館等で、どのようなサービスがどのくらい行われているのかを把握し、現状と不足している点を確認することが必須である。

あわせて図書館や関連施設間の連携の状況も把握したいが、事情により把握が難しい場合は、協議会における情報交換、お互いの訪問、ヒアリング調査なども活用する。

さらに、実態調査を行うこと自体が、普及のためのPRになる。

## **(3) 既存の実施内容のみをもって計画を構成しない**

読書バリアフリー計画を策定する前提として、従来の公立図書館・学校図書館・点字図書館等による視覚障害者等へのサービスがまだ不十分であるという認識を持つことが重要で

ある。事実、サービスが必要であると思われる人と、現実に利用している人の数には大きな隔たりがある。先進地域\*の状況を知ることで、問題点を見つけることもできる。

そこで、計画策定においては、従来実施している施策のみをまとめたのでは不十分といえる。先進地域の事例も参考にして、地域で不足している点を把握し、それを改善するための前向きな計画策定が求められる。

#### **(4) 地方自治体レベルで行うことと国レベルで行うことの区分け**

国の読書バリアフリー基本計画と地方自治体の読書バリアフリー計画では、当然その内容に違いがある。

たとえば、都道府県のものは、都道府県が自ら行うべきこと、都道府県立図書館・都道府県立学校の図書館の役割に加え、点字図書館等の関連施設との連携や、域内の市区町村立図書館や小・中学校等を加えた全体としてのビジョンが必要となる。さらに、国や地方自治体の福祉サービスも念頭に置く必要がある。

「サピエ図書館」への支援や、出版社が行うアクセシブルな電子書籍の刊行等については、国の基本計画で明らかにするべきものである。

市区町村の読書バリアフリー計画では、地方自治体や地域の図書館の役割に加え、ネットワークを活用した視覚障害者等への直接サービス・個別支援に関することが中心になるものと思われる。

#### **(5) 都道府県内に政令指定都市が存在する場合の注意点**

域内に政令指定都市がある都道府県が読書バリアフリー計画を策定する場合は、以下のことに留意する。

- ①教育部門の公立図書館では域内の都道府県立図書館や市区町村立図書館同士の何らかのネットワークが存在するのが普通で、そこには政令指定都市立の図書館も含まれる。それに対して、福祉部門の点字図書館等は、政令指定都市が存在するとそこにあるものは都道府県の所管ではないため内容を把握していないことが多い。
- ②義務教育学校は、政令指定都市内の学校とそれ以外の県内の学校では管轄が異なることも多い。
- ③これらの組織上の違いを考慮して、都道府県が計画策定をする場合は、政令指定都市内の点字図書館や学校図書館等もネットワークに加えて考えなくてはならない。

## **(6) 指標(数値目標)の提示**

読書バリアフリー計画では、本来指標・数値目標の提示が必要であることはいうまでもない。しかし、前述のように地域の実態把握がなされていない場合は、それを示すことも困難となる。各図書館等の業務統計から数値を出すと、現状の域を出ないものとなり、計画としては不十分になりやすい。

現状を把握した上で、計画期間満了までの数値目標を立てると共に、現在行っていないが新たに行うべきことを加えたい。指標は館・施設ごとの目標ではなく、地方自治体全体として示したい。

## **(7) 進捗状況の把握と、計画の更新**

読書バリアフリー計画では、計画策定自体が目標ではなく、その推進、目標達成が求められる。数年単位で計画が策定されるが、その進捗状況を最低でも年に1度は確認していきたい。関係者協議会等の協議会組織による継続的な確認と検討が求められる。

読書バリアフリー計画の更新時は、これらの進捗状況の確認と、全国で新たに取り入れられたサービス等を踏まえ、地方自治体の特徴も加味して、より積極的な計画を策定したい。他地方自治体の優れた計画も参考になる。

## **(8) 従来の教育計画・福祉計画に新項目として追加する場合の注意点**

独立した読書バリアフリー計画を策定するのではなく、従来の福祉や教育の計画に追加する方法で計画を策定することもできる。その場合は以下の点に注意する。

- ① 視覚障害者等の当事者の意見を反映できるように工夫する。単なるアンケート調査や、後述の本章「3(4)パブリックコメントの実施」だけではなく、ヒアリング調査等により、具体的な意見を定期的に取り入れられるようにする。
- ② 庁内の教育部門と福祉部門の連携はもちろん、公立図書館等と点字図書館、福祉関係機関等との連携についても十分配慮する。前述したように、従来の施策に満足してはならない。
- ③ 個々の部局からの計画の寄せ集めにならないように、地方自治体全体としての実情把握に努め、地方自治体全体としての計画が策定できるように工夫する。特に、指標や目標

設定では、全体を見据えた前向きな対応が求められる。

- ④ 個々の計画が離れた位置に掲載されることも考えられる。それにより読書バリアフリー計画の全体が把握しにくくなることが懸念されるため、関係の計画をまとめたもの（ウェブサイトや冊子）を提示したい。

### 3 読書バリアフリー計画を策定するための体制

以下のいずれの方法をとる場合でも地方自治体本庁の教育部局と福祉部局の協力体制が必須となる。また、図書館も計画策定に必ず参画しなくてはならない。

#### (1) 関係者協議会を設立する方法

国の関係者協議会を参考に、その地方自治体版を立ち上げる方法。

必ず障害当事者\*（障害のタイプが異なる複数の団体から）の構成員を含める。

必要に応じて途中で構成員の追加や変更もある。

事務局は、教育・福祉部局の職員が担当する。状況により都道府県立図書館等の職員が担当することも考えられる。

障害当事者の構成員のために、情報保障\*や会議への安全な参加方法に十分配慮する。

#### ★関係者協議会の構成員の例

地方自治体内の関係部局（教育・福祉等）、公立図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館、障害者支援施設、視覚障害者等の複数の当事者団体、出版社や書店、音訳等の資料製作者、専門家・有識者等

#### (2) 従来ある協議組織を活用する方法

既存の協議会等をそのままあるいは新構成員を追加することで関係者協議会と同じものとする方法。

地方自治体によっては、従来から公立図書館と点字図書館や学校図書館等との連絡協議会を設置しているところがある。その協議会をそのまま、もしくは新構成員を追加することで関係者協議会と同じものとする方法がある。

事務局は従来担当しているところがそのまま担当することが多い。ただし、読書バリアフ

リー計画に対する責任を確認するためにも、本庁内の教育・福祉部門の職員を必ず参加させる。

### **(3) 地方自治体の組織内で策定する方法**

特別な関係者協議会や協議組織を立ち上げずに行う方法。

地方自治体の教育・福祉部門が協力して計画案を策定する。ただし、図書館や点字図書館等の現場の職員とも連携して、より具体的な実情把握と計画策定に努める。さらに、障害当事者の意見の集約について積極的に取り組む必要がある。

注意する点は前述の「2 (7) 進捗状況の把握と、計画の更新」に示したので、あわせて参照いただきたい。

### **(4) パブリックコメントの実施**

読書バリアフリー計画案ができたところで、必ずパブリックコメントを実施する。特に関係者協議会を設けていない地方自治体では、パブリックコメントに寄せられた意見を反映できるように柔軟に修正していく。

パブリックコメントの実施に当たって、パブリックコメント募集のウェブサイトや回答方法のアクセシビリティ\*にも配慮して、さまざまな障害者が意見を出せるように工夫する。また、募集期間も十分な長さをとる。さらに、関連する障害者団体へのヒアリング調査を行う方法もある。

寄せられた意見とそれに対する対応策をまとめて、ウェブサイト等で公開する。

## 第2章 読書バリアフリー計画の内容

以下の内容を参考に地方自治体の読書バリアフリー計画を策定する。

### 表紙

(地方自治体名) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画

### 目次

## 1 概要

### (1) 読書バリアフリー法の概要

初めに法律の目的・対象・施策の概要等を簡潔に記す。

### (2) 読書バリアフリー計画策定の意義, 目的

地方自治体の状況を踏まえ, この計画で何をしたいかを簡潔に記す。

### (3) 読書バリアフリー計画の対象

本計画の対象者を具体的に示す。

### (4) 読書バリアフリー計画の策定者

読書バリアフリー計画を検討, 策定した組織やプロセスを記す。

### (5) 読書バリアフリー計画の期間

本計画がいつの期間を対象としているかを記す。

## (6) 地方自治体の現状

地方自治体の読書バリアフリーの現状を以下の点について記す。実態調査等を行っている場合は、その結果の概要も加える。

- ① 視覚障害者等の状況
- ② 都道府県立図書館（資料，サービス，利用者等）
- ③ 市区町村立図書館（全体的なサービスの状況，特徴のあるサービス等）
- ④ 点字図書館（資料，サービス，利用者等）
- ⑤ 大学図書館
- ⑥ 学校図書館
- ⑦ 音訳者等のボランティアグループ
- ⑧ ネットワーク，連携の状況
- ⑨ 福祉サービス，ICT サポートセンター\*等
- ⑩ 課題

## (7) 今後の目標

地方自治体全体として、これからどこに力を入れていくのか、特に取り組む項目等を記す。

## 2 具体的施策

### (1) 基本的な方針

- ① アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍\*の継続的な提供

出版社によるアクセシブルな電子書籍の刊行を見守り，図書館等は刊行された場合に積極的に購入提供する。また，視覚障害者等が自ら購入して利用できるように支援する。

図書館は，引き続きアクセシブルな書籍等を積極的に購入し提供する。提供にあたってはネットワークを活用して種々な図書館で行えるようにする。

- ② アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上

著作権法第37条第3項\*で製作する資料について，国立国会図書館・都道府県立図書館・市区町村立図書館・点字図書館等による製作分担，役割分担を行い，より多くの資料が提供



されるように努める。

資料の質の向上のための研修会を連携して行う。

③ 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

公立図書館等・点字図書館・ICTサポートセンターの、それぞれによる支援等を明らかにする。

関連する福祉サービスを紹介する。

④ その他

それぞれの地方自治体で特に力を入れる部分や、特徴を明らかにする。

## (2) 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等(第9条関係)

以後の項目は、「基本的な考え方」「具体的施策」のように分けて表記してもよい。

① アクセシブルな書籍等の充実(資料)

図書館の種類(都道府県立・市区町村立・大学・学校等)ごとに、購入等して蔵書とするものを示す。

点字図書館の資料についても明らかにする。

現在実施していることだけでなく、これから実施する予定も加える。

② 円滑な利用のための支援の充実(サービス)

図書館の種類(都道府県立・市区町村立・大学・学校等)ごとに、実施している障害者サービスを示す。

点字図書館のサービスを示す。

現在実施していることだけでなく、これから実施する予定も加える。

③ その他、体制の整備等(施設、予算、職員)

現状と新たな取り組み、課題などを示す。

## (3) インターネットを利用したサービスの提供体制の強化(第10条関係)

① 基本的な考え方

「サピエ図書館」「国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス」を活用して、資料の全国的な相互貸借とダウンロードによる情報提供と、視覚障害者等が自ら利用できるサービスを記す。

② 具体的施策

公立図書館等・点字図書館等によるネットワークを活用したサービスを示す。

#### **(4) 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(第11条関係)**

##### ① 基本的な考え方

著作権法第37条第3項による資料製作について、都道府県立図書館・域内の市区町村立図書館・点字図書館等の役割を示す。

##### ② 具体的施策

各図書館の実情や、目指すものを示す。

#### **(5) 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等(第12条関係)**

##### ① 基本的な考え方

アクセシブルな電子書籍の販売等の促進については、地方自治体の読書バリアフリー計画でそのまま記すものではないが、利用者が図書を購入した場合に、出版社からアクセシブルな電磁的記録(テキストデータ等)\*の提供が受けられる場合があることを知らせる。

図書館は電子書籍の配信サービスのアクセシビリティを検証し、優れたものを積極的に導入する。

##### ② 具体的施策

電子書籍配信サービスのアクセシビリティの検証には、国立国会図書館等の関係者による「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会」の報告(ガイドライン)を用いる。

★第13条(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)については、地方自治体の読書バリアフリー計画でそのまま記すものではないが、外国で製作されているアクセシブルな電子データ\*の相互貸借ができることを知らせる。記載場所は、図書館のサービス、またはネットワークを活用したサービスに入れる。

#### **(6) 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援(第**

## 14条・第15条関係)

### ① 基本的な考え方

各図書館等による、再生機器\*の体験，操作支援，貸出を行う。

福祉サービスの「日常生活用具給付等事業\*」や障害者 ICT サポート事業\*等の情報を記す。

図書館等職員は，これらの情報や操作技術を学ぶ。

### ② 具体的施策

上記サービスの具体的利用方法等を記す。

## (7) 製作人材・図書館サービス人材の育成等(第17条関係)

### ① 基本的な考え方

司書，司書教諭・学校司書，職員等の確保と資質向上

点訳者・音訳者，アクセシブルな電子データ製作者\*等の人材の養成と育成

### ② 具体的施策

職員の状況，職員研修会の実施状況

音訳者等の資料製作者の状況，養成講座や研修会の状況

これらの課題と解決策

## 3 指標, 数値目標

この計画期間に達成したい数値目標を記す。

ただし，現状を数字で把握していないと目標も立てられないため，最初からは出さずに，次回更新時の課題とすることもできる。

おおむね以下のことを図書館の種類別（都道府県立，市区町村立，点字）に，数値で記したい。

- ① 視覚障害者等の利用者数
- ② 障害者サービスのサービス実施館数
- ③ 資料の所蔵数，製作数（著作権法第37条第3項によるもの）
- ④ 資料の提供数

- ⑤ 再生機器等の所蔵数，貸出・案内件数
- ⑥ ICT サポートセンター等，福祉サービスの利用件数
- ⑦ 担当する職員数，音訳者等資料製作者数
- ⑧ 職員研修会，音訳者等資料製作者研修会の状況
- ⑨ その他

## 4 読書バリアフリー計画の今後

### (1) 読書バリアフリー計画の周知及び啓発

第3章にある普及方法を参考に，具体的取り組みを示す。

### (2) 進捗状況の検討組織

計画の進捗状況をどの機関ごとに確認するのか。また，それはどこで検討されるのかを記す。

### (3) 読書バリアフリー計画の更新

この計画を何年ごとに更新していくのか。また，更新のための検討組織について記す。

## 5 「読書バリアフリー計画の用語集」の作成

計画で用いている用語の解説を付ける。

## 6 参考資料(例)

- (1) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」
- (2) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(国の読書バリアフリー基本計画)

- (3) 「著作権法（抜粋）」
- (4) 都道府県立図書館障害者サービスの利用案内
- (5) 都道府県内点字図書館の利用案内
- (6) 障害者 ICT サポートセンターの案内
- (7) 「サピエ図書館」「国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス」の案内

## 補足 市区町村が読書バリアフリー計画を策定する場合の留意点

第 1 章で都道府県における読書バリアフリー計画策定で注意してほしいことを記載しているが、そこにある注意事項は第 1 章 2 「(5) 都道府県内に政令指定都市が存在する場合の留意点」を除き市区町村にも当てはまる。

しかし、第 1 章 2 (4) 「地方自治体レベルで行うことと国レベルで行うことの区分け」にあるように、市区町村の読書バリアフリー計画では、地方自治体や地域の図書館の役割に加え、ネットワークを活用した視覚障害者等への直接サービス・個別支援に関することが中心になるものと思われる。

そこで、ここでは特に市区町村レベルで計画策定をする場合の留意点を記載する。

### (1) 計画策定のための体制作り(関係部局などとの連携)

都道府県と同じく市区町村でも、地方自治体内の関係部局(教育・福祉など)、学校(特別支援学校・学級など)、障害者支援施設、高齢者施設、点字図書館、障害者の当事者団体、専門家・有識者等、地域の実情に合わせた構成員による検討組織における協議が求められる。

市区町村では地方自治体の規模・地域により、点字図書館や、障害者の当事者団体などがない地方自治体もある。その場合は、これらの施設・団体の代わりとなるような方法(例: 当事者団体がなければ、地域の障害当事者を構成員に含めるなど)を取り入れる。

### (2) 計画実施のための連携協力

上記(1)で挙げた組織・団体等とは、計画を実施していくにあたって連携協力を行う。

### (3) 当該市区町村の実情に合わせた計画の策定

市区町村立図書館は住民と直接サービスを行う最前線の図書館である。そのため、身近にある図書館だからこそ行いやすい、各市区町村の実情に合わせた計画を策定する。

例：

- ① 自館で実施している障害者サービス（図書館利用に障害のある人々へのサービス）の具体的提示。特に、扱っている障害者サービス用資料、行っているさまざまなサービス、行っている支援、施設設備等を明らかにする。
- ② 障害者・高齢者福祉，包括支援センター\*との連携
- ③ 地域の学校，学校図書館，特別支援学校・学級との連携
- ④ 地域の障害者・児施設，障害者団体との連携
- ⑤ 過疎地域，離島，山間部，豪雪地域など，アクセスが良くない地域においては，郵送，配本，自動車文庫等の，より積極的な活用
- ⑥ 地域への障害者サービスの広報の充実

### (4) 当該市区町村の実情を踏まえた住民への直接サービス，個別支援を踏まえた

#### 計画の策定

例：

- ① デイジー・拡大読書器等の読書支援機器\*に関する情報及び読書支援機器の操作説明
- ② 視覚障害者等が読みやすい資料の案内
- ③ 自宅への訪問・配本
- ④ 日常生活用具給付等事業等の福祉サービス，ICT サポート等のボランティア活動

### (5) 視覚障害者等への読書支援についての人材育成

策定した計画を実行していくには，視覚障害者等への読書支援を行える人材が必要である。

読書バリアフリー計画には，視覚障害者等へのサービスのための研修への積極的な参加，人材の育成，障害当事者の雇用なども計画に取り入れる。

デイジー等の資料を製作している図書館では，資料製作の充実（製作数，質の向上）等の

目標も立てる。音訳者等の資料製作者の養成や育成についても明らかにする。

## 第3章 読書バリアフリー計画の周知, 普及

### 1 対象

策定した計画を推進するにあたり、地方自治体内部で共有することはもちろんであるが、次のような対象へ周知することが求められる。

#### (1) 住民(サービスの対象となる人, 家族, ボランティアをはじめとする広く一般の市民)

視覚障害者等のサービス対象となる人が、居住する地方自治体の読書バリアフリー計画の存在を知り、自分に役立つ情報であることを知ってもらうことが大切である。

さらに、ネットワークを活用した図書館等のサービス\*やアクセシブルな図書等を実際に利用することにより、現状の問題点や課題を考え、それは計画の評価や修正にもつながっていく。

そのためには、サービス対象である人に計画の周知がなされることが必要であるが、当事者に直接周知するのは難しい点もあるため、合わせて広く一般の市民にも周知したい。

広く住民に伝えることで、今現在サービスを必要としている人だけでなく、サービスを必要とする人の家族、友人、介護者等、本人と関係する人に伝えることにもつながる。

さらには、将来、誰も「視覚による表現の認識が困難な者」となるかもしれない、視覚障害者等への情報提供の存在を知っておくことは、将来の読書機会の喪失を回避することにもつながる。

#### (2) 域内市区町村

読書バリアフリー計画の策定は、都道府県のみならず市区町村にも求められる。

域内市区町村が計画を策定するにあたり、都道府県が策定した計画が参考となることから、研修や会議等を通じて、域内市区町村に都道府県の計画を周知することが重要であり、同時に市区町村に計画策定を働きかけることも求められる。



### **(3) 関連する団体**

教育・福祉・当事者団体・ボランティア等の関連する団体に周知することで、視覚障害者等につないでもらうことができる。

また、関連団体の多くは、直接当事者につながっているか、あるいは障害当事者への周知の手段を確立していることも多く、協力を得ることが欠かせない。

### **(4) 文部科学省・厚生労働省**

文部科学省及び厚生労働省では、地方自治体の計画策定を推進するため、両省のウェブサイトや主催する会議・研修会等において、地方自治体の策定状況や実際に策定した事例等の周知が図られている。

## **2 周知方法**

本章 1 に示した対象者への周知に当たって、特に必要と思われる周知方法に次のようなものがある。

それぞれ協議会、関係部局、関係団体等と協働して行うことが望ましい。

### **(1) 各戸配布される県政だよりのような広報誌**

地方自治体の広報の基本であり、各戸配布されることで、広く住民に伝えることができる。音声版、点字版といった視覚による表現以外の媒体に変換されることも多い。計画策定時や更新時には、特集を組むなどして紹介するとより効果的である。

### **(2) ウェブページ・SNS**

作成に当たっては、アクセシビリティに配慮する必要がある。

ICTの進化により画面の文字情報を自動的に音声化することが可能になってきているが、操作が困難であったり、そもそもウェブへのアクセスができない人がいることも忘れてはならない。

### **(3) 公立図書館**

公立図書館には、さまざまな障害者サービス用資料や、それを利用するための方法を広く市民に周知する役割がある。その中で、読書バリアフリー計画の存在や内容を案内する。さらに、より具体的な個別相談に応じられるようにしておく必要がある。

### **(4) 点字図書館(視覚障害者情報提供施設)**

点字図書館には多くの利用者(視覚障害者等)がいて、定期的に目録・利用案内等の情報を発信している。また、拡大・点字・録音等、利用者の希望に合わせた形での情報提供を行っている。

そのような情報提供の機会に読書バリアフリー計画を合わせて掲載してもらう。

### **(5) 公立小・中学校,義務教育学校,中等教育学校,高等学校及び特別支援学校**

児童生徒においては、学校から伝える方法も有効である。特に、読書に困難のある子どもを最初に見つける可能性があるのが学校であることから、学校関係者にこの計画を周知して、そこから子どもや保護者への周知が期待される。

### **(6) 身近な医療機関等**

突発的な傷病による受診や検査で立ち寄るほかに、「視覚による表現の認識が困難な者」は、障害の原因となる疾患等で受診していることが考えられる。そこで、医療機関による案内やポスターの掲示なども有効である。

## **3 配慮すべきこと**

本施策の対象となる「視覚による表現の認識の認識が困難な者(視覚障害者等)」は、情報に触れる機会や方法が制限されている恐れがある。

視覚障害者等への周知にあたっては、家族や支援者から伝わるということもあるが、自らが情報を得て理解できるようにすることが最も重要である。

具体的な方法としては、障害特性に合わせ適切な媒体で情報を提供できるよう、通常の印刷版の他に、テキストデータや点訳データなどを準備するといったことがある。提供方法も、

郵送・インターネットによる提供・データのメール添付等も行う。

なお、家族や知人、福祉関係者から「直接話して伝える」ということも重要なので、関係者が広く知っていることは大切である。

主な媒体においては、次の事柄に配慮する。

- ①ウェブページ：JIS規格「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第三部：ウェブコンテンツ\*」を参照して作成する。
- ②配布物：印刷資料においてはUDフォント\*を活用するなどフォントを工夫し、文字間隔やコントラストにも配慮する。必要に応じて拡大文字版、音声版、点字版、やさしい日本語\*版などを提供できるよう準備する。

事 務 連 絡  
令和 2 年 12 月 22 日

各 都道府県・指定都市・中核市担当課 殿

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局  
男 女 共 同 参 画 共 生 社 会 学 習 ・ 安 全 課  
障 害 者 学 習 支 援 推 進 室

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局  
地 域 学 習 推 進 課  
図 書 館 ・ 学 校 図 書 館 振 興 室

厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部  
企 画 課 自 立 支 援 振 興 室

視覚障害者等の読書環境の整備の推進における留意事項について

令和元年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。）」第7条に基づき、文部科学省及び厚生労働省において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を令和2年7月に策定し、「「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」について（通知）」（令和2年7月14日付け2文科教第328号、障発0714第1号文部科学省総合教育政策局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）（以下「計画通知」という。）により施策の留意事項と併せて、お知らせしたところです。

読書バリアフリー法第8条では、地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定に努めることとされています。このため、計画策定の検討にあたって、留意していただきたい事項について以下のように整理しました。

各都道府県におかれては、障害福祉、公立図書館、学校図書館、特別支援教育等の関連部署や管内の市町村に対し、各指定都市・中核市におかれては、障害福祉、公立図書館、学校図書館、特別支援教育等の関連部署に対し、それぞれ周知をお願いします。

なお、地方公共団体の計画策定状況を把握し、国の取組の参考とさせていただくため、今後各都道府県・指定都市及び中核市に対して、本事務連絡を踏まえた計画策定状況等に関する調査を実施いたしますので、御協力のほどお願いします。

## 記

### 1. 計画策定等に向けたプロセス、地方公共団体内における連携体制の構築

視覚障害者、読字に困難がある発達障害者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害者（以下「視覚障害者等」という。）の読書環境の整備の推進にあたっては、公立図書館、点字図書館、学校図書館、福祉用具や情報通信技術等、多くの事項が関係します。そのため、地方公共団体の計画策定にあたっては、多様な関係者の意見を反映させる観点から、以下のようなプロセスが考えられます。

- ・ 地方公共団体内における情報共有、実施施策や課題の整理
- ・ 外部関係者も含めた会議の開催、計画内容の検討
- ・ 計画案についてパブリックコメント等、住民からの意見聴取
- ・ 地方公共団体における計画決定

また、地方公共団体においては、多数の関係部局の連携が必要となります。そのため、関連施策の共有、円滑な連携を図ることができるよう、社会教育部局や福祉部局を中心に担当者による連絡会を設置するなど協議体制を整備することが効果的です。

#### 【連絡会の構成員（例）】

- ・ 障害福祉を所管している部局
- ・ 公立図書館を所管している部局
- ・ 学校図書館を所管している部局
- ・ 特別支援教育を所管している部局

更に、組織的な検討を進めるため、必要に応じて連絡会には幹部職員も加わるなど、効果的な実施をお願いします。

なお、計画通知でも記載されているとおり、計画策定にあたって開催される外部関係者も含めた会議の構成員には、視覚障害者等の読書環境の整備を支援する団体の関係者や視覚障害等当事者も参画するように努めていただくことをお願いします。

### 2. 地方公共団体が策定する計画の内容

計画通知第2-1では、各地方公共団体において推進を求められる施策を示しておりますが、地方公共団体が策定する計画の内容については、基本計画を勘案した場合、以

下の様なことが考えられますので、一例として示します。なお、実際の策定にあたっては、地方公共団体の実情や障害当事者等の状況を踏まえた内容とすることが必要です。また、視覚障害者に対する支援のノウハウが豊富な点字図書館、障害者サービスの実施をはじめ多くの方にとって身近であり通いやすい公立図書館、児童生徒の教育を支援する学校図書館など、視覚障害者等の読書環境の整備の推進にあたっては関係機関等の協力が不可欠であることから、連携がより円滑になることを目指して、計画の策定をお願いします。

なお、別添の基本計画Ⅲ施策の方向性のうち、特に勘案していただきたい部分に下線を引いております。

(1) 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第9条関係）

① 視覚障害者等が利用しやすい（以下「アクセシブル」という。）書籍等の充実

ア 公立図書館や学校図書館におけるアクセシブルな書籍等を充実させる取組の促進

イ 点字図書館等におけるアクセシブルな書籍等の充実、製作の支援

② 円滑な利用のための支援の充実

ア 公立図書館や学校図書館における館内の整備、障害者サービスの充実を図る取組の促進

イ 学校図書館における司書教諭・学校司書の配置、司書教諭等の教員間の連携、視覚障害等のある児童生徒に対する図書館利用の促進

ウ 点字図書館におけるアクセシブルな書籍等や端末機器による読書機会の提供、アクセシブルな書籍等の利用支援

(2) インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第10条関係）

ア 国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知や利用促進

(3) 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第11条関係）（電磁的記録等の提供促進は除く。）

ア 各図書館間における特定書籍（著作権法第37条第1項又は第3項本文の規定により製作されるアクセシブルな書籍）等の製作ノウハウや製作された書籍等の情報共有等による製作の効率化

(4) 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援（第14条・第15条関係）

ア 様々な読書媒体の紹介、サピエ等の利用方法に関する相談及び習得支援、端末

機器等の情報入手や貸出支援の促進

イ アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等の給付

ウ ICTサポートセンターの普及

(5) 製作人材・図書館サービス人材の育成等（第17条関係）

① 司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上

ア 障害者サービスや読書支援機器の研修等の実施、障害当事者でピアサポートができる司書等及び職員等の育成や環境の整備

② 点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成

ア ノウハウ等の習得に係る研修の実施、計画的な人材の募集や養成

3. 他の計画における記載の拡充について

地方公共団体の計画については単独で策定すること以外に、障害者基本計画等既存の計画に読書バリアフリーの項目を拡充すること等も考えられることから、地域の状況等を踏まえ、計画の策定をお願いします。

なお、他の計画に項目を拡充する場合においても、抽象的な文言のみを記載するのではなく、単独で策定する場合と同じように、関係部局間の連携・協議や、外部団体等からの意見聴取の実施の上で具体的な内容を記載する等、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に資するものになることが推奨されます。

4. 基本計画の特徴

国が策定した基本計画は、視覚障害者等が読書を通じて文字・活字文化に触れることのできる環境整備を行うための第一期の計画として、当面の取組の方向性を示したものであり、今後、更に実態把握を行い、より具体的な目標や達成時期等についての検討や定期的な評価を行っていくこととしております。

そのため、地方公共団体におかれましても、このような基本計画の特徴を参考にしつつ、当面の取組の方向性を示した計画を策定の上、策定後も実態把握の実施や定期的な評価、より具体的な目標や達成時期等についての検討をお願いします。

5. 管内市町村に対する働きかけについて

読書バリアフリー法による地方公共団体の計画策定に関して、地方公共団体には都道府県のみならず、市町村も含まれているところです。そのため、都道府県の計画については、管内市町村が計画を策定するにあたり参考となることから、積極的な策定をお願いするとともに、研修や会議等を通じて、管内市町村に対して計画策定の働きかけをお願いします。

6. 策定した計画の情報提供

文部科学省及び厚生労働省では、地方公共団体の計画策定を推進するため、両省のホームページや主催する会議・研修会等において、地方公共団体の策定状況や実際に策定した事例等について周知していく予定です。

つきましては、各地方公共団体が計画を策定した場合、両省の下記連絡先に対して情報提供をお願いします。

## 7. 関連施策の周知

視覚障害者等が各種支援施策を通じて、読書に親しむことができるようにするためには、支援施策の認知も十分されることが不可欠であり、関係部局や関係団体と協力して、地方公共団体のHP・SNS・広報誌等による周知活動に努めていただくようお願いいたします。また、周知にあたってはテキストや点訳データの準備など、障害特性を考慮した対応についてもお願いします。

### 基本計画、全般に関すること

文部科学省 総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
障害者学習支援推進室

TEL : 03-5253-4111 (内線 3613)

FAX : 03-6734-3719

### 公立図書館・学校図書館に関すること

文部科学省 総合教育政策局  
地域学習推進課 図書館・学校図書館振興室

TEL : 03-5253-4111 (内線 3030)

FAX : 03-6734-3718

### 点字図書館・サピエ図書館等その他福祉施策に関すること

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課 自立支援振興室

TEL : 03-5253-1111 (内線 3076)

FAX : 03-3503-1237



別添

# 視覚障害者等の読書環境の整備の 推進に関する基本的な計画

令和 2 年 7 月

文 部 科 学 省

厚 生 労 働 省

# 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画

## 目次

I	はじめに	1
	1. 法律成立までの背景や経緯	1
	2. 基本計画について	2
	3. 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る意義と課題	4
II	基本的な方針	7
	1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供	7
	2. アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上	7
	3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮	8
III	施策の方向性	9
	1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第9条関係）	9
	2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第10条関係）	11
	3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第11条関係）	12
	4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（第12条関係）	13
	5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（第13条関係）	14
	6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援（第14条・第15条関係）	15
	7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（第16条関係）	16
	8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（第17条関係）	16
IV	おわりに	17

## I はじめに

### 1. 法律成立までの背景や経緯

令和元年6月21日、議員立法により、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。）が成立した。

我が国は、平成26年に、国連の「障害者の権利に関する条約」を批准した。同条約は、「障害の社会モデル」<sup>1</sup>の考え方を示しつつ、締約国に対して、障害者があるゆる形態の意思疎通によって表現及び意見の自由についての権利を行使できるようにすること、障害者の生涯学習の機会を確保すること、障害者が利用しやすい様式を通じて、文化的な作品を享受する機会を確保することなどを求めている。また、同条約の締結に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）をはじめとする様々な国内法制度が整備され、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組が進められている。

こうした大きな流れがある中で、特に「読書バリアフリー法」の成立に向けた動きの契機となったのは、平成25年6月27日の世界知的所有権機関（WIPO）による、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」（以下「マラケシュ条約」という。）の採択である。

平成30年の第196回通常国会においては、「マラケシュ条約」の締結の承認とともに、著作権法（昭和45年法律第48号）の改正が行われ、一部の条項を除き、平成31年1月1日に施行された。これにより、視覚障害者等のために書籍の音訳等を著作権者等の許諾なく行うことを認める権利制限規定（著作権法第37条第3項）において、同規定の対象者として、視覚障害者や発達障害者のほか、肢体不自由により書籍を持ってない者等が含まれることが明確になった。また、権利制限の対象とする行為について、コピー（複製）、譲渡やインターネット送信（自動公衆送信）に加えて、新たにメール送信等も対象とされた。更に、視覚障害者等のために書籍の音訳等を権利者の許諾なく行うことができる団体等についても、障害者施設、図書館等の公共施設の設置者や文化庁長官が個別に指定する者に加え、新たに、一定の要件を満たすボランティア団体等も対象とされることとなった。

---

<sup>1</sup>「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という考え方。

更に、この改正著作権法に係る国会での審議の際、衆議院・参議院の両委員会において、「視覚障害者等の読書の機会の充実を図るためには、本法と併せて、…（略）…当該視覚障害者等のためのインターネット上も含めた図書館サービス等の提供体制の強化、アクセシブルな電子書籍の販売等の促進その他の環境整備も重要であることに鑑み、その推進の在り方について検討を加え、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。」との附帯決議がなされたことが、その後の読書バリアフリー法の制定の動きを加速化した。

## 2. 基本計画について

### (1) 位置付け

読書バリアフリー法は、障害者の権利に関する条約や障害者基本法（昭和45年法律第84号）の理念にのっとり、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とするものである。

読書バリアフリー法第7条第1項には、「文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を定める旨の規定があり、この基本的な計画（以下「基本計画」という。）には、基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策その他必要な事項を定めることとされている。

また、同条第3項及び第4項では、基本計画を策定するときは、あらかじめ、「経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議」することを定めているとともに、「視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」ものとされている。加えて、第18条において、国は、「施策の効果的な推進を図るため、…（略）…関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずる」ものとされている。これらの規定に基づき、本基本計画は、関係者協議会を設置し、関係者から聴取した意見を踏まえて、策定されるものである。

なお、基本計画は、視覚障害者等の読書環境の整備を通じ、障害者の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現を目指すものであり、障害者基本法に基づく「障害者基本計画」の基本理念や方針を踏まえて作成する必要がある。また、基本計画の実現に向けた取組を進めることは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨にも適うものである。

## (2) 対象期間

本基本計画は令和2年度から令和6年度までを対象とする。基本計画の策定後は、定期的に進捗状況を把握・評価していくものとする。

## (3) 構成

本基本計画は、この「Ⅰ はじめに」、「Ⅱ 基本的な方針」、「Ⅲ 施策の方向性」及び「Ⅳ おわりに」で構成される。

「Ⅱ 基本的な方針」では、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本理念を示すとともに、各分野に共通する横断的視点や、施策の円滑な推進に向けた考え方を示している。

「Ⅲ 施策の方向性」では、読書バリアフリー法第9条から第17条までに規定する9の分野の基本的施策について、本基本計画の対象期間に国が講ずる施策の方向性を示している。

「Ⅳ おわりに」では、計画に基づく取組を進めるに当たり念頭に置くべきことなどを示している。

## (4) 基本計画の対象

読書バリアフリー法第2条第1項において、「視覚障害者等」とは、「視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍…(略)…について、視覚による表現の認識が困難な者」と定義されている。具体的には、視覚障害者、読字に困難がある発達障害者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害者<sup>2</sup>であり、基本計画においてもこれらの者を対象とする。

なお、読書環境の整備に当たっては、視覚障害者等以外の、読書や図書館の利用に困難を伴う者への配慮も必要である。

また、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージにおいて必要とされる様々な種類の書籍を考慮しつつ取り組む必要がある。なお、同項において、「書籍」には、雑誌、新聞その他の刊行物も含むこととしている。

---

<sup>2</sup> マラケシュ条約第3条において、同条約の「受益者」は、①盲人である者、②視覚障害又は知覚若しくは読字に関する障害のある者であって、印刷された著作物をそのような障害のない者と実質的に同程度に読むことができないもの、③身体的な障害により、書籍を持つこと若しくは取り扱うことができず、又は目の焦点を合わせることで若しくは目を動かすことができない者のいずれかに該当する者であると定義されている。

### 3. 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る意義と課題

読書は、乳幼児・青少年期、成人期、高齢期の一生涯にわたって、個人の学びや成長を支えるものであり<sup>3</sup>、教養や娯楽を得る手段のみならず、教育や就労を支える重要な活動である。特に、学校教育段階においては、教科書以外にも<sup>4</sup>、副読本、参考書、資料集、学術論文等が、学習や教育・研究に関連する活動の支えとなる。また、中等教育機関、高等教育機関及び職業教育機関への選抜試験の受験、進学や、資格取得のほか、就職活動、職業生活等の人生のあらゆる段階において、書籍を通じて専門的知識を得ることが不可欠である。

一方で、我が国において視覚障害者等<sup>5</sup>が利用しやすい書籍等はいまだ少なく<sup>6</sup>、障害の有無にかかわらず全ての国民が文字・活字文化を等しく恵沢できる状況とはなっていない。

視覚障害者等の読書環境の整備を推進するため、読書バリアフリー法は、第3

---

<sup>3</sup> 文字・活字文化振興法（平成 17 年法律第 91 号）は、「文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないもの」であることにかんがみ、すべての国民が生涯にわたり、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを基本理念として謳っている。また、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）は、「子ども…（略）…の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と規定している。

<sup>4</sup> 教科書については、平成 30 年の学校教育法等の改正により、特別な配慮を必要とする児童生徒の困難低減等のため、学習者用デジタル教科書の活用が可能となっているほか、音声教材、拡大図書等について、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成 20 年法律第 81 号）に基づき、ボランティア団体等が、教科書発行者から提供を受けた教科書デジタルデータを活用し製作している。

<sup>5</sup> 日本の視覚障害児・者について、厚生労働省が行った平成 28 年度「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」によると、視覚障害により障害者手帳を所持している児・者（推計）は約 31.2 万人（うち、日常的なコミュニケーション手段の一つとして点字を利用している者は約 2.4 万人）、同じく肢体不自由は約 193.1 万人（うち、「上肢」「脳原性運動機能障害・上肢」は約 67.5 万人）とされている。また、ディスレクシアと呼ばれる学習障害の一種とされる読字障害者の正確な人口は把握されていないが、現在、学習障害を理由に、公立小・中学校の通級による指導を受けている児童生徒数は、20,175 人、平成 30 年度より制度が開始された公立高等学校の通級による指導を受けている生徒数は、72 人である（平成 30 年度特別支援教育資料（文部科学省））。一方で、独立行政法人日本学生支援機構が毎年行っている高等教育機関への悉皆調査（「平成 30 年度障害のある学生の修学支援に関する実態調査」）では、学習障害（SLD：限局性学習症）のある学生数は 213 人に留まっている。

<sup>6</sup> 国立国会図書館が平成 29 年度に全国の公共図書館を対象として行った調査（回答率約 83%。『公共図書館における障害者サービスに関する調査研究』

（<https://current.ndl.go.jp/node/36508> 参照。）によれば、全国の公共図書館が所蔵するアクセシブルな書籍等は約 170 万タイトル（延べ数）である。なお、社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会情報サービス部会平成 29 年度実態調査「日本の点字図書館 34」によると、全国の点字図書館 84 館が所蔵するアクセシブルな書籍数は約 136 万タイトル（延べ数）である。

条で「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること」等を定めている。

読書バリアフリー法第2条第2項において、「視覚障害者等が利用しやすい書籍」（以下「アクセシブルな書籍」という。）とは、「点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍」と定義されており、例えば点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック<sup>7</sup>、布の絵本等がある。

また、読書バリアフリー法第2条第3項において、「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」（以下「アクセシブルな電子書籍等」という。）とは、「電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録…（略）…であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるもの」と定義されており、例えば、音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書<sup>8</sup>、オーディオブック<sup>9</sup>、テキストデータ等がある。

視覚障害者等による、これらのアクセシブルな書籍及びアクセシブルな電子書籍等（以下「アクセシブルな書籍等」という。）に関する状況と課題については、「借りる」と「購入する」の2つの側面から捉えられる。

「借りる」に関しては、点字図書館と一部の公立図書館が、ボランティア・図書館協力者等の協力を得つつ、アクセシブルな書籍等の製作に取り組むとともに<sup>10</sup>、窓口貸出・郵送貸出・宅配サービス・施設入所者へのサービス等の障害者サービス<sup>11</sup>を必要に応じて展開してきており、視覚障害者等の情報保障の支えとなっ

---

<sup>7</sup> 「LL」とはスウェーデン語の「Lättläst（分かりやすく読みやすい）」の略で、「LLブック」とは、読むことに困難を伴いがちな青年や成人を対象に、生活年齢に合った内容を、分かりやすく読みやすい形で提供すべく書かれた本のことである。

<sup>8</sup> 「DAISY」とは、「Digital Accessible Information System」の略で、「アクセシブルな情報システム」を指す。特徴としては、①目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができる、②最新の圧縮技術で一枚のCDに50時間以上も収録が可能である、③音声にテキストや画像を同期させることができる、等がある。

<sup>9</sup> オーディオブックとは、書籍等の文章を読み上げ又は口演し、必要に応じて効果音及びBGM等を付与することにより、利用者が耳で聴くことを通じて情報を得られる形式の電子音声コンテンツを指す。文字を目で読んで情報を得られる電子書籍とは異なり、オーディオブックは利用者の視界を占有しないこと及び発音、抑揚等の発声技術を駆使した表現が可能となること等の特徴を有する。

<sup>10</sup> 著作権法第37条第3項では、視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものが、視覚障害者等のために録音図書等の製作等を行うことができる旨が規定され、政令で、（1）障害者施設や図書館等の公共施設の設置者、一定の要件を満たすボランティア団体等、（2）文化庁長官が個別に指定する者が定められている。

<sup>11</sup> 図書館利用に障害のある者に対して、点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、対面朗読の実施など、来館・移動のための支援や、物理的環境への配慮、意思疎通への配慮を行う等、障壁となるものを取り除いて図書館を使えるようにするサービスのこと。

てきた。また、視覚障害等のある学生が在籍する大学や高等専門学校においても、学生からの求めに応じ、書籍等の製作が行われつつあるとともに、特別支援学校（視覚障害）の一部においてもサピエ図書館<sup>12</sup>との連携により、在籍する児童生徒が書籍等を利用できるよう環境を整えている。

一方で、これらのアクセシブルな書籍等の数がニーズに対して不足していることに加え、点字図書館と公立図書館においてアクセシブルな書籍等の製作等に協力する人材の確保が難しくなっており、今後の継続的な提供体制には課題がある。また、製作される書籍等の質が必ずしも担保されていない場合があること、サピエ図書館や国立国会図書館を含む、各図書館が所有する様々な形態の書籍等が十分に共有されておらず、全国の視覚障害者等が効率的に利用できる仕組みになっていないことが指摘されている。更に、今後、アクセシブルな電子書籍等の販売が促進されるに当たり、視覚障害者等がそれらを公立図書館で利用できるようにする観点からの取組も重要である。

「購入する」に関しては、点字出版施設<sup>13</sup>等が製作するアクセシブルな書籍に加えて、出版者が製作する合成音声読み上げや文字の拡大に対応できる電子書籍等が、少しずつ市場に出回ってきている。点字図書や大活字図書等の印刷物の利用者としては視覚障害者が中心となるが、電子書籍等は、読み上げや文字の拡大が可能であるなど、発達障害者や肢体不自由のある者でも利用がしやすく、電子書籍等の発展に期待が大きく寄せられている。

その一方で、視覚障害者等にとって利用しづらい電子書籍等も少なくないこと、印刷本の出版と同時に販売されるものは少ないこと、紙市場に比して電子出版の市場規模（推定販売金額）は令和元年時点で2割弱に留まり<sup>14</sup>、特に教育や研究において求められる電子書籍等は極めて少ないこと等、日本における普及は始まったばかりであり、多くの課題が残されている。なお、視覚障害者等のために、自社発行物の巻末に電子データの引換券を添付するといった取組も存在するが、ごく一部の出版社に限られているのが現状である。

また、電子書籍等に加えて、点字図書や大活字図書等の印刷物についても引き続き多くのニーズがあり、より多くの書籍が発行されることが望まれている。

前述のとおり、平成30年の第196回通常国会において成立した改正著作権法

---

<sup>12</sup> 視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字データ、デイジーデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。

<sup>13</sup> 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく視聴覚障害者情報提供施設の一つで、点字刊行物の出版に係る事業を主として行う施設。平成30年社会福祉施設等調査によれば、全国にある点字出版施設は10施設。

<sup>14</sup> 公益社団法人全国出版協会の発表「2019年の出版市場規模発表」

（<https://www.ajpea.or.jp/information/20200124/index.html>）によれば、紙の出版市場は1兆2,360億円、電子出版市場は3,072億円。



及び読書バリアフリー法において、視覚障害者や発達障害者のほか、肢体不自由により書籍を持つことができない者等が対象となり、アクセシブルな書籍等へのニーズが拡大していることを踏まえ、近年の先端技術を活用した、効率的で持続可能な仕組みを構築する必要がある。

## Ⅱ 基本的な方針

### 1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

市場で流通している電子書籍等が少なかった時代には、著作権法第37条第1項に基づき製作された点字図書や、同条第3項に基づき障害者施設、図書館、一定の要件を満たすボランティア団体等が権利者の許諾なく製作できる録音図書、拡大図書等の書籍が、視覚障害者等の読書環境を支える中心となってきた。

今後は、それらに加え、市場で流通する電子書籍等と、著作権法第37条第3項に基づき製作される電子書籍等を車の両輪として、両面から取組を進め、アクセシブルな電子書籍等の普及を図る時代となっている。

合わせて、アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等を視覚障害者等がより円滑に使える環境を整備することも必要である。

また、障害の状況によって端末機器等を使えない場合や、紙や布といった現物の書籍が必要とされる場面・ニーズもあるため、引き続きアクセシブルな書籍の提供を継続するための取組も必要である。更に、書籍利用のためのアクセシビリティのみならず、書籍の入手や利用に係るアクセシビリティの改善・向上にも合わせて取り組む必要がある。

### 2. アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上

利用者の視点からは、アクセシブルな書籍等の「量的拡充」及び「質の向上」の両方のニーズがある。

「量的拡充」に関しては、今後のアクセシブルな書籍等のニーズの拡大に対応するため、公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において、各々の果たすべき役割に応じ、アクセシブルな書籍等を充実させることが重要である。また、アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届けるための仕組みとして、製作されたアクセシブルな書籍等の共有に向けた図書館間の連携やネットワークを構築することが重要である。

「質の向上」については、書籍等の製作に係る基準の作成や、製作に従事する者

の研修が必要である。

また、「量的拡充」及び「質の向上」のいずれにおいても、これまでに製作された書籍等について、書籍・電子書籍等の形態を問わずアクセシブルなものにし、長期的にデータとして保存するための取組や、製作者が効率的に作業できるよう出版者から製作者に電子データを提供する仕組みを構築することが効果的である。特に、教育や研究に必要とされるアクセシブルな電子書籍等がニーズに比して不足しており、この分野の取組が喫緊の課題である。

なお、書籍等のコンテンツや用途によって、「正確性」が求められる場合、「速報性」が求められる場合など様々であり、双方の観点のバランスを取りながら進めていくことが必要である。

### 3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

視覚障害者等の障害の種類及び程度によって、アクセシブルといえる書籍等の提供媒体及び利用方法は異なる。このため、読書環境の整備を進めるに当たっては、個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な形態の書籍等を用意することが必要である。

なお、視覚障害者等が、著作権法第37条第1項又は第3項本文の規定により製作されるアクセシブルな書籍（以下「特定書籍」という。）及び同条第2項又は第3項本文の規定により製作されるアクセシブルな電子書籍等<sup>15</sup>（以下「特定電子書籍等」という。）の利用を希望する場合、これらの特定書籍・特定電子書籍等を視覚障害者等の利用に供する機関においては、障害者手帳や医学的診断基準に基づく診断書の有無に限ることなく、他の根拠資料を用いる等、柔軟な対応により障害等の確認を行うことが適切である。

---

<sup>15</sup> 著作権法第37条では、視覚障害者等のために書籍の複製等を著作権者等の許諾なく行うことを認めている。同条第1項において、公表された著作物を点字により複製することが、同条第2項において、点字データを記録媒体に保存することや、インターネット等で送信することが認められている。また、同条第3項において、書籍の音訳等、視覚障害者等が利用するために必要な方式により複製すること（紙媒体と電子媒体の両方）や、作成されたものをインターネットやメール等で送信することが認められている。

### Ⅲ 施策の方向性

#### 1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第9条関係）

##### 【基本的考え方】

公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館、学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、点字図書館とも連携して、アクセシブルな書籍等の充実、アクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制整備を図る。

また、点字図書館については、アクセシブルな書籍等の充実、公立図書館等に対する利用に関する情報提供、視覚障害者による十分かつ円滑な利用の推進を図る。

##### （1）アクセシブルな書籍等の充実

- ・ 公立図書館等において、地域や機関等の実情を踏まえ、点字図書館や他の図書館等と連携しつつ、アクセシブルな書籍等を充実させる取組を促進する。
- ・ 国立国会図書館において、学術文献の録音資料やテキストデータの製作を促進するとともに、公立図書館等で製作される特定電子書籍等を収集し、アクセシブルな書籍等の充実を図る。
- ・ 点字図書館及び点字出版施設（以下「点字図書館等」という。）が、今まで培ってきたノウハウを生かし、引き続き障害の種類及び程度に応じたアクセシブルな書籍等が充実するよう、点字図書館等による製作の支援を行う。
- ・ 国立国会図書館と日本点字図書館が協力して実施している図書館等におけるテキストデータ製作支援の実験の取組を進め、それにより得られた知見を活用すること等により、点字図書館や公立図書館等におけるアクセシブルな電子書籍等の製作の取組を支援する。

##### （2）円滑な利用のための支援の充実

- ・ 公立図書館や学校図書館において、各館の特性や利用者のニーズ等に応じ、段差の解消や対面朗読室等の施設の整備、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置、拡大読書機器等の読書支援機器の整備、点字による表示、ピクトグラム等を使ったわかりやすい表示、インターネットを活用した広報・情報提供体制の充実及び障害者サービスの充実を図る取組を促進する。

- ・ 学校における学校図書館を活用した支援を充実するため、設置者である各教育委員会等に対し、司書教諭・学校司書の配置の重要性について周知するとともに、司書教諭をはじめ学級担任や通級の担当者、特別支援教育コーディネーター等の教員間の連携の重要性について周知するなどして支援体制の整備を図る。
- ・ インクルーシブ教育システムの理念にのっとり、視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する初等中等教育機関及び高等教育機関において読書環境を保障することが重要であり、以下の取組を推進する。
  - ① 点字図書館及び公立図書館と学校図書館の連携を図り、視覚障害等のある児童生徒を支援するための取組を進める。
  - ② 各教育委員会を通して、特別支援学校、特別支援学級設置校、及び視覚障害等のある児童生徒が在籍する学校に対し、視覚障害等のある児童生徒が生涯学習の場である図書館の利用について学ぶ機会を設けることの重要性及び具体的な利用方法について周知を図る。
  - ③ 全国の大学及び高等専門学校の附属図書館が保有するアクセシブルな書籍等の所在情報を共有するためのリポジトリを国立情報学研究所において整備し、視覚障害者等による円滑な利用を促進する。また、同リポジトリと国立国会図書館のデータベースとの連携について検討を進める。更に、同リポジトリやデータベース等で公開される学術論文等について、視覚障害者等のアクセシビリティの向上に努める。
  - ④ 全国の大学等の障害学生支援を担う施設は、大学図書館に類する役割や機能を有する施設であれば、著作権法施行令（昭和45年政令第335号）において視覚障害者等のための複製が認められる者として位置付けられていることについて大学等に周知するとともに、大学等の図書館と学内の障害学生支援担当部局等の関係部局との情報共有を促進し、相互の連携を強化する。
- ・ 点字図書館において、公立図書館や地域のICTサポートセンター<sup>16</sup>等との連携を図り、視覚障害者等に対し、様々なアクセシブルな書籍等や端末機器を活用して読書の機会を提供する等とともに、点字・録音図書等の郵送サービスを含む地域の視覚障害者に対するアクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援を引き続き実施していく。
- ・ 点字図書館が担ってきた音訳図書の製作やアクセシブルな書籍等の利用に

<sup>16</sup> 障害者等のICT（情報通信技術）の利用機会の拡大や活用能力の向上を目的として、①ICT機器の紹介、貸出・利用に係る相談、②サピエ図書館等のインターネットサービスの利用支援等を行うパソコンボランティアの養成・派遣等の事業を行う拠点（都道府県・指定都市・中核市に対する厚生労働省補助事業）。

関する情報提供などの機能は視覚障害者以外の視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備の推進に役立つものであることから、地域における公立図書館等との連携を推進する。また、地方公共団体や関係団体等と協議しながら、点字図書館等の利用対象者の範囲について、アクセシブルな書籍等を必要とする方が利用できるよう制度面を含め検討を行い、その検討結果を踏まえ、受入れ環境の整備及びアクセシブルな書籍等の充実について検討する。

## 2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第10条関係）

### 【基本的考え方】

インターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援を行い、アクセシブルな書籍等の十分かつ円滑な利用を促進する。

また、国立国会図書館、同ネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携強化を図り、インターネットを利用したサービスの提供体制の強化を図る。

- ・ 現在、国立国会図書館においては、自ら製作した「学術文献録音図書」の音声デジータや、公立図書館等が製作し、国立国会図書館が収集した視覚障害者等用データを、個人、公立図書館等及び点字図書館に送信するサービスを実施している。一方、サピエ図書館においては、全国の点字図書館等で製作された点字やデジータを個人や会員施設等がダウンロードすることができる体制を整えている。また、双方のシステム間の連携も図られており、視覚障害者等が全国にあるアクセシブルな書籍等を統合的に検索できるシステムも国立国会図書館により整備されている。これらのシステムの十分な活用を図るため、視覚障害者だけでなく視覚による表現の認識が困難な者も利用できることも含め、関係機関・団体間の連携等を通してこれらシステムの周知を図る。
- ・ 地域における点字図書館と公立図書館等との連携を図り、国立国会図書館やサピエ図書館のサービスについての周知や連携に必要な情報提供を研修会の開催やリーフレットの作成等を通じて行い、多くの視覚障害者等が視覚障害者等用データの送信サービスやサピエ図書館を利用できるよう会員加入の促進等の取組を進める。
- ・ このような取組を進めていく中で、視覚障害者等の障害の特性に応じた利用し

やすいサービスが提供できるよう、国立国会図書館とサピエ図書館の役割も踏まえながら、サービス内容、システムの改善や提供体制等の検討を行う。

- ・サピエ図書館の運営は、加入図書館やボランティア団体等からの会費や障害当事者からの寄付、国の補助金で実施しているところであるが、会員加入の促進を図り、将来的な会員の拡大等の状況や国の役割も踏まえ、安定的な運営が図られるよう支援を推進していく。

### 3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第11条関係）

#### 【基本的考え方】

特定書籍・特定電子書籍等の製作支援のため、製作に係る基準の作成等、質の向上を図るための取組に対する支援を行う。

#### (1) 製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援

- ・アクセシブルな書籍等やサピエ図書館におけるアクセシブルな電子書籍等の充実及び質の向上を図るため、その製作手順や仕様の基準の作成についてサピエ図書館を運営する者への支援を行い、特定書籍や特定電子書籍等の製作を行う者への製作手順等の共有を図る。
- ・地域における点字図書館と公立図書館等との連携を支援し、特定書籍や特定電子書籍等の製作のノウハウや製作された書籍等に関する情報の共有による製作の効率化を図る。
- ・出版者に対し、特定書籍及び特定電子書籍等の製作に係る基準の作成等の質の向上を図るための取組に資する情報提供や助言等を行う。
- ・障害者等の利便の増進に資するICT機器・サービスに関する研究開発（特定電子書籍等の質の向上に資する製作支援技術を含む。）を行う者への支援を引き続き実施する。

#### (2) 出版者からの製作者に対する電磁的記録等の提供の促進のための環境整備への支援

- ・出版者からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する電磁的記録の提供を促進するための情報提供や助言等を行う。その際、視覚障害等

のある児童生徒及び学生等の教育や研究に必要とされる書籍等や、視覚障害等のある教育関係者や図書館関係者等が職務活動の遂行に必要とする書籍等の電磁的記録の提供が重要であることにも留意する。

- ・電磁的記録の提供については、流出の防止、作成に係る費用負担の在り方、管理する仕組み等の課題がある。このため、出版関係者との検討の場を設け、電磁的記録の提供に関する課題や具体的な方法について検討していく。

#### 4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（第12条関係）

##### 【基本的考え方】

アクセシブルな電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策の推進を図る。

また、視覚障害者等への合理的配慮の提供の観点から、出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策の推進を図る。

##### (1) 技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進

- ・アクセシブルな電子書籍等の販売が促進されるようにするため、昨今の新たな技術（特にICT）の動向と視覚障害者等の多様なニーズを分析し、視覚障害者等の読書環境の整備に向けた取組を検討する。

##### (2) 著作権者と出版者との契約に関する情報提供

- ・出版者は、著作権者との出版に関する契約において電磁的記録の提供が含まれていない場合、著作権者から改めて許諾を受ける必要がある。このため、著作権者と出版者との契約の在り方等、アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供や助言等を行う。

##### (3) 出版者からの書籍購入者に対する電磁的記録等の提供の促進のための環境整備に関する検討への支援

- ・出版者が書籍に係る電磁的記録の提供を行うこと、その他出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に資する情報提供や助言等を実施する。その際、視覚障害等のある児童生徒及び学生等の教育や研究に必要とされる書籍等や、視覚障害等のある教

育関係者や図書館関係者等が職務活動の遂行に必要とする書籍等の電磁的記録の提供が重要であることにも留意する。

- ・電磁的記録の提供については、流出の防止、作成に係る費用負担の在り方、管理する仕組み等の課題がある。このため、出版関係者との検討の場を設け、電磁的記録の提供に関する課題や具体的な方法について検討するとともにアクセシブルな電子書籍等の製作及び販売等の促進を図っていく。

#### (4) その他

- ・音声読み上げ機能（TTS）等に対応したアクセシブルな電子書籍等を提供する民間電子書籍サービスについて、関係団体の協力を得つつ図書館における適切な基準の整理等を行い、図書館への導入を支援する。

### 5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（第13条関係）

#### 【基本的考え方】

「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」の枠組みに基づき、視覚障害者等がアクセシブルな電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備を図る。

- ・アクセシブルな電子書籍等の受入れ・提供のための国内外の連絡・相談窓口として中心的な役割を果たす機関（国立国会図書館、特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会等）において、役割分担及び連携方法の整理を行い、外国で製作されたアクセシブルな電子書籍等の円滑な入手及び国内で製作されたアクセシブルな電子書籍等の外国への提供を促進する。また、大学関係機関への情報提供やノウハウの共有を行う等、連携の強化を図り、外国で製作された学術文献のアクセシブルな電子書籍等を円滑に入手したり、日本で製作された学術文献のアクセシブルな電子書籍等を外国に提供したりできる環境の整備を進めていく。
- ・外国で製作されたアクセシブルな電子書籍等の円滑な入手を促進するため、国内外の連絡・相談窓口として中心的な役割を果たす機関の連絡先や入手に当たっての手续・留意事項等について引き続き丁寧な周知を行うとともに、その運用状況も踏まえつつ、必要に応じて更なる環境整備を行う。



## 6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援（第14条・第15条関係）

### 【基本的考え方】

アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等、これに関する情報及びこれを利用するのに必要な情報通信技術について視覚障害者等が入手及び習得するため、必要な支援等を行う。

・視覚障害者等によるアクセシブルな書籍等の利用を促進するため、端末機器等の利用に当たり、支援の必要な者が必要な支援を受けられるよう、以下の取組を推進する。

- ①点字図書館と公立図書館が地域のICTサポートセンターと連携し、視覚障害者等に対して、様々な読書媒体の紹介やそれらを利用するための端末機器等の情報入手に関する支援を行う。なお、読書困難者の読書を支援する拡大読書機、ルーペ等の拡大補助具、点字ディスプレイ、デジプレイヤー等の機器について、個々の状態に応じた活用に留意する。
- ②点字図書館と公立図書館が連携し、サピエ図書館及び国立国会図書館の視覚障害者等用データの送信サービス等にかかる、パソコン、タブレット、スマートフォン等を用いた利用方法に関する相談及び習得支援、端末機器の貸出等による支援を行う。
- ③地方公共団体による、アクセシブルな電子書籍等を利用するための点字ディスプレイ、デジプレイヤー等の端末機器等の給付を行う。

・上記の取組を推進するため、ICTサポートセンターの普及の支援や端末機器等の習得支援等を行う公立図書館等の職員等に対する研修を実施し、視覚障害者等が身近な地域において端末機器等の利用に係る講習会等の支援を受けることが可能となるよう、施策の推進を図る。

・小・中・高等学校、特別支援学校の学習指導要領において、「情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」と規定しており、また、現在、学校におけるICT環境整備が進められていることも踏まえ、各教育委員会の指導主事等を集めた全国会議等の場においてその趣旨を説明する等、その周知を図る。

## 7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（第16条関係）

### 【基本的考え方】

アクセシブルな電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発及びその成果の普及に必要な施策の推進を図る。

- ・アクセシブルな電子書籍等及びこれを利用するための端末機器も含め、広く障害者等の利便の増進に資するICT機器・サービスに関する研究開発やサービスの提供を行う者に対する資金面での支援及びその開発成果の普及を引き続き実施する。

## 8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（第17条関係）

### 【基本的考え方】

特定書籍・特定電子書籍等の製作及びアクセシブルな書籍等の利用のための支援に関する人材について、これらの養成、資質の向上及び確保に係る支援を行い、円滑な利用を促進する。

また、公立図書館等及び国立国会図書館において、アクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援の充実のため、司書等を対象とした研修及び養成において、視覚障害者等に対する図書館サービスについて取り上げ、司書等の資質の向上を図る。

### （1）司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上

- ・司書及び司書補（以下「司書等」という。）、司書教諭及び学校司書（以下「司書教諭等」という。）並びに職員、ボランティア及び図書館協力者（以下「職員等」という。）を対象に、障害者サービスに関する内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器の使用方法に習熟するための研修等を実施し、資質の向上を図る。また、公立図書館においては、障害当事者でピアサポートができる司書等及び職員等の育成や環境の整備を行う。

- ・大学の司書等及び司書教諭等の養成は、専門的職員としての入口に位置付け

られる重要な段階である。このため、養成課程において、学生段階から障害者サービスの知識等について学習する機会を充実する。

## (2) 点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成

- ・点字図書館等や公立図書館等及びそこで活動するボランティア団体等における点訳、音訳、アクセシブルな電子データ製作等に携わる人材について、製作基準の共有やノウハウ等の習得に係る研修の取組を支援し、質の向上を推進する。
- ・点訳や音訳、アクセシブルな電子データ製作に携わる人材の不足が課題となっており、この分野における人材の確保が必要となっている。このため、点字図書館、公立図書館等と地方公共団体が連携して、人材の募集や養成、活動支援等に計画的に取り組むことができるよう支援する。  
なお、製作人材の確保に関しては、ボランティアのみに頼ることなく、様々な方策を関係者間で検討していく必要がある。
- ・新たな端末機器やソフトウェア、合成音声の活用等、技術の進歩に応じてアクセシブルな書籍等の製作を行う人材や体制を確保していくことも必要である。

## IV おわりに

本基本計画では、視覚障害者等が読書を通じて文字・活字文化に触れることのできる環境整備を行うための第一期の計画として、当面の取組の方向性を示した。今後、更に実態把握を行い、より具体的な目標や達成時期等についての検討や定期的な評価を行っていく。

本基本計画に基づき取組を着実に推進していくためには、地方公共団体や関係機関、当事者等多くの関係者の理解が必要であり、丁寧な周知を行うとともに、国において、引き続き、関係者間による協議会を設置し、課題の解決に向けた取組を実施していく。また、関連施策の実施に当たって、国は必要な財源の確保に努める。

また、地方公共団体においても、本基本計画による取組がより具体的に進展するよう、取り組むべき事項や課題ごとに、組織の枠を超えた取組や関係者間で連携した取組が行えるような体制の構築を図る必要がある。特に都道府県は、域内全体の視覚障害者等の読書環境の整備が図られるよう、自ら行うべき図書館等の

施策の充実を図るとともに、市町村に対して必要な指導・助言等を行うものとする。

国は、本基本計画を踏まえ、地方公共団体における計画の策定が円滑に行われるよう、好事例の周知をはじめとした支援を行っていく。

本基本計画に基づく施策の推進を図る際には、その対象者である視覚障害者等には、盲、弱視（ロービジョン）、盲ろう、発達障害、肢体不自由等、様々な特性があることを踏まえて取り組むことが求められる。加えて、聴覚障害者、知的障害者、高齢者、外国人等、様々な状況により読書や図書館の利用に困難を伴う者への配慮も認識して取り組むことが必要である。とりわけ、アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る研究開発の推進に当たっては、長期的な視点から、全ての者に配慮したユニバーサルデザインの実現を目指すことが重要である。

この基本計画に基づく施策の推進により、全ての国民が文字・活字文化の恵沢を享受できる社会が実現し、真の共生社会の実現に寄与することが期待される。